

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく三井記念病院一般事業主行動計画

女性職員が仕事と子育て等のライフイベントを両立しながら継続就業できる環境整備を行なうとともに、その能力を十分発揮するための職場環境の整備に努める。また、女性職員が活躍できる仕組みを整備すると同時に、当院にとってさらに社会にとって優秀な人材の確保に努めるために次のように行動計画を策定する。なお、「一般事業主行動計画」とは平成27年9月に成立・公布された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」において、常時301人以上の労働者を雇用する事業主が作成し、公表・従業員への周知が義務づけられているものである。

### 1. 計画期間等

#### (1) 計画期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間

#### (2) 計画の見直し

行動計画は、期間中における人事制度の改正、職員からの要望等に応じて弾力的に変更できるものとする。

### 2. 行動計画に掲げる目標と取組内容・実施時期について

#### (1) 職員全体の時間外労働時間を月平均12時間以内とする。

時間外労働は、例外的な場合に行なわれるものであるという認識を徹底し、帰宅しやすい職場環境を構築する。

- 平成28年 4月～ 職員の所属毎の時間外労働時間数の評価の実施
- 平成29年 4月～ 評価に基づく適正な人員配置の検討
- 平成31年 4月～ 適正な人員配置の実施、フォローアップ

#### (2) 職種別・階層別キャリア研修を実施する。

- 平成28年 4月～ 研修プログラムの検討
- 平成28年10月～ 研修プログラムの内容決定
- 平成29年 7月～ 研修実施

### 3. 行動計画に掲げる目標の実績について（平成30年2月1日更新）

項目	平成28年度
職員全体の時間外労働時間（月平均）	9.34時間